

株 主 各 位

東京都品川区東五反田二丁目17番1号

高周波熱錬株式会社

代表取締役社長 福原 哲一

第101回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜りありがたく厚く御礼申し上げます。

さて、当社第101回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示のうえご返送いただくか、議決権行使書用紙に記載の当社議決権行使サイトにアクセスしインターネットによりご行使いただくか、いずれかの方法により議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討くださいますして、平成24年6月26日（火曜日）午後5時45分までに議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成24年6月27日（水曜日）午前10時
2. 場 所 東京都品川区東五反田二丁目17番1号
オーバルコート大崎マークウエスト 15階会議室
（末尾の「会場ご案内図」をご参照ください。）
3. 会議の目的事項
 - 報告事項
 1. 第101期（平成23年4月1日から平成24年3月31日まで）事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第101期（平成23年4月1日から平成24年3月31日まで）計算書類報告の件
 - 決議事項
 - 第1号議案 剰余金の処分の件
 - 第2号議案 取締役9名選任の件
 - 第3号議案 監査役2名選任の件
 - 第4号議案 補欠監査役1名選任の件

4. 議決権行使についてのご案内

(1) 郵送による議決権行使の場合

同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、平成24年6月26日（火曜日）午後5時45分までに到着するようご返送ください。

(2) インターネットによる議決権行使の場合

インターネットにより議決権を行使される場合には、別添（3頁）の【インターネットにより議決権を行使される場合のお手続について】をご高覧のうえ、平成24年6月26日（火曜日）午後5時45分までにご行使ください。

以 上

-
- (注) 1. 本株主総会にご出席の際は、お手数ながら、同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
2. 株主総会参考書類、事業報告、連結計算書類および計算書類の内容について、株主総会の前日までに修正すべき事情が生じた場合には、書面による郵送または当社ホームページ（<http://www.k-neturen.co.jp/>）において、掲載することによりお知らせいたします。
- (ご案内) 株主総会終了後、同会場において経営報告会および株主懇談会を開催いたしますので、引き続きご参加くださいますようお願い申し上げます。

【インターネットにより議決権を行使される場合のお手続について】

インターネットにより議決権を行使される場合は、下記事項をご了承のうえ、行使していただきますよう、お願い申し上げます。

記

1. インターネットによる議決権行使は、会社の指定する以下の議決権行使サイトをご利用いただくことによるのみ可能です。なお、携帯電話を用いたインターネットでもご利用することが可能です。
【議決権行使サイト URL】 <http://www.webdk.net>
2. インターネットにより議決権を行使される場合は、同封の議決権行使書用紙に記載の議決権行使コードおよびパスワードをご利用のうえ、画面の案内にしたがって議案の賛否をご登録ください。
3. インターネットによる議決権行使は、平成24年6月26日（火曜日）午後5時45分まで受付いたしますが、議決権行使結果の集計の都合上、お早めに行使されるようお願いいたします。
4. 書面とインターネットにより、二重に議決権を行使された場合は、インターネットによるものを議決権行使として取り扱わせていただきます。
5. インターネットによって、複数回数またはパソコンと携帯電話で重複して議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。
6. 議決権行使サイトをご利用いただく際のプロバイダへの接続料金および通信事業者への通信料金（電話料金等）は株主様のご負担となります。

【インターネットによる議決権行使のためのシステム環境について】

議決権行使サイトをご利用いただくためには、次のシステム環境が必要です。

- ① インターネットにアクセスできること。
- ② パソコンを用いて議決権行使される場合は、インターネット閲覧（ブラウザ）ソフトウェアとして、Microsoft® Internet Explorer 6.0 以上を使用できること。ハードウェアの環境として、上記インターネット閲覧（ブラウザ）ソフトウェアを使用することができること。
- ③ 携帯電話を用いて議決権行使される場合は、使用する機種が、128bitSSL 通信（暗号化通信）が可能な機種であること。
(セキュリティ確保のため、128bitSSL 通信（暗号化通信）が可能な機種のみ対応しておりますので、一部の機種ではご利用できません。スマートフォンを含む携帯電話のフルブラウザ機能を用いた議決権行使も可能ですが、機種によってはご利用いただけない場合がありますので、ご了承ください。)

(Microsoft は、米国 Microsoft Corporation の米国およびその他の国における登録商標です。)

【インターネットによる議決権行使に関するお問い合わせ】

インターネットによる議決権行使に関してご不明な点につきましては、以下にお問い合わせください。よろしくお願いいたします。

株主名簿管理人 三井住友信託銀行証券代行部

【専用ダイヤル】 ☎ 0120-186-417（午前9時～午後9時）

<議決権行使に関する事項以外のご照会> ☎ 0120-176-417（平日午前9時～午後5時）

事業報告

(平成23年4月1日から
平成24年3月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過およびその成果

① 全般的概況

当連結会計年度におけるわが国経済は、前半は、東日本大震災による被災またはサプライチェーンの寸断のために、国内需要が大きく低迷しました。このような状況は、後半になって徐々に回復してきたとはいえ、タイの洪水により再びサプライチェーンの問題が発生するなど、厳しい局面で推移してまいりました。また、これらに加え、為替の変動や電力供給不安なども企業業績に大きな影響を与えました。

海外においては、中国は金融引き締めによる景気減速が見られ、EU諸国はソブリンリスク問題の混乱から景気後退局面に陥り、米国は緩やかに景気が回復しつつあるものの、未だ先行き不透明な状況が続いております。

このような状況のもと、当社グループは、第11次中期経営計画「革新への挑戦と飛躍・65」（3ヵ年計画）に基づき、新商品・新技術の開発および拡販、国内外の生産拠点の充実を図るとともに、コストダウンおよび業務効率化に一丸となって取り組みました。また、操業日や勤務時間の変更などにより電力使用規制に協力しつつ、生産効率の維持向上に努めてまいりました。

この結果、当連結会計年度の売上高は、446億35百万円（前連結会計年度比15.7%増）、営業利益は、42億7百万円（前連結会計年度比38.6%増）、経常利益は、44億70百万円（前連結会計年度比30.0%増）、当期純利益は、23億63百万円（前連結会計年度比7.4%増）となりました。

② 事業別概況

<製品事業部関連事業>

当社主力製品である建設関連製品の販売量は、前連結会計年度と比較し、増加いたしました。これは、主として、高強度せん断補強筋の受注が増加したことなどによります。

また、自動車・二輪車用サスペンションばね等に使用される高強度ばね鋼線（ITW）の販売量は、前連結会計年度と比較し、国内においては減少したものの、中国での販売が比較的堅調であったことなどにより増加いたしました。

この結果、当該事業の売上高は、218億81百万円（前連結会計年度比23.6%増）となりました。

<IH事業部関連事業>

熱処理受託加工関連、自動車部品関連においては、震災の影響により一時的な受注の落ち込みがあったものの、後半になって回復し、売上高は、前連結会計年度と比較し増加いたしました。建設機械部品関連においては、中国の景気減速等の影響で受注が伸び悩み、前連結会計年度と比較し減少いたしました。

また、誘導加熱装置関連においては、一部に震災の影響があったものの、企業の設備投資意欲は回復してきており、売上高は、前連結会計年度と比較し増加いたしました。

この結果、当該事業の売上高は、225億88百万円（前連結会計年度比9.1%増）となりました。

<その他>

当該事業は、不動産賃貸事業等であります。前連結会計年度において、当社が「オーバルコート大崎マークウエスト」に所有する賃貸用オフィス2.5フロアのうち、1フロアを売却したことなどにより、賃貸収入は減少いたしました。

この結果、当該事業の売上高は、1億65百万円（前連結会計年度比11.4%減）となりました。

(2) 設備投資の状況

当連結会計年度における設備投資額は、41億84百万円となりますが、各事業の主な内容は以下のとおりであります。

製品事業部関連事業では、国内においては、合理化投資および研究開発投資を中心に実施しております。なお、当社いわき工場は、東日本大震災により被災したため、一部設備の修理や更新を実施しておりますが、その支出額はいずれも少額に留まっております。海外の子会社においては、増産対応のための設備投資を中心に実施しております。具体的には、上海中煉線材有限公司（中国）およびネツレン アメリカ コーポレーション（米国）における製造ラインの増設などです。当該事業における設備投資額は、8億13百万円となりました。

IH事業部関連事業では、国内においては、生産拠点整備および合理化投資を中心に実施しております。具体的には当社尼崎工場の第2工場（隣接地の土地・建物）の取得などです。海外においては、前連結会計年度に設立した、高周波熱錬（中国）軸承有限公司の工場建設および生産設備の整備を実施しています。当該事業における設備投資額は、33億2百万円となりました。

その他は、主として研究開発に係るものであります。当該事業における設備投資額は、52百万円となりました。

(3) 資金調達の状況

当社グループの資金調達につきましては、基本的に自己資金を充当することとしております。

当連結会計年度において、新たな長期借入金の発生はありません。

(4) 対処すべき課題

世界経済および日本経済の今後の動向は、決して楽観できるものではありません。当社グループとしては、このような状況のもとでも以下の課題に取り組んでいくことにより、企業価値の向上を目指してまいりたいと存じます。

- ① 電気料金の値上げや電力供給が不安視されるなか、必要な設備投資を含め省エネを推進し、電力事情が業績に与える影響を最少限度に留めること。
- ② 復興に伴う需要に対する確に対応していくことが、当社グループとしての社会的責任であると認識し、安定した品質の製品をタイムリーに市場に提供していくこと。
- ③ グローバル展開を推進していくための戦略を構築するとともに、技術を高め、必要人材の確保と育成を急ぐこと。

(5) 財産および損益の状況の推移

区 分	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度 (当連結会計年度)
売 上 高	40,846百万円	30,423百万円	38,592百万円	44,635百万円
営 業 利 益	3,507百万円	236百万円	3,035百万円	4,207百万円
経 常 利 益	3,887百万円	644百万円	3,439百万円	4,470百万円
当 期 純 利 益	1,353百万円	324百万円	2,201百万円	2,363百万円
1株当たり当期純利益	30円85銭	7円47銭	51円26銭	55円43銭
総 資 産	60,921百万円	60,846百万円	64,342百万円	66,785百万円
純 資 産	48,181百万円	48,458百万円	49,344百万円	51,311百万円
1株当たり純資産額	1,047円23銭	1,070円89銭	1,102円56銭	1,134円81銭

(6) 重要な親会社および子会社の状況

① 親会社との関係

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	議決権比率	主要な事業内容
株式会社ネツレン・竜ヶ崎	40百万円	100.0%	金属熱処理加工
株式会社ネツレン・ヒートトリート	80百万円	100.0%	金属熱処理加工
株式会社ネツレンハイメック	80百万円	100.0%	機械装置の製造販売
九州高周波熱錬株式会社	36百万円	100.0%	金属熱処理加工
株式会社ネツレン小松	40百万円	40.0%	金属熱処理加工
ネツレン・ユウ・エス・エーInc.	16百万米ドル	100.0%	合弁会社の管理
ネツレン アメリカ コーポレーション	19百万米ドル	57.9% (57.9%)	高強度ばね鋼線の製造販売
塩城高周波熱煉有限公司	25百万中国元	50.0%	機械装置の製造販売および金属熱処理加工
上海中煉線材有限公司	152百万中国元	40.0%	高強度ばね鋼線の製造販売
広州豊東熱煉有限公司	25百万中国元	60.0%	金属熱処理加工
高周波熱錬(中国)軸承有限公司	195百万中国元	100.0%	建設機械部品の製造販売

(注) 議決権比率の()内の数字は、間接所有割合を内数で示しております。

③ その他

該当事項はありません。

(7) 企業集団の主要な事業内容

事業区分	事業内容
製品事業部関連事業	PC鋼棒・異形PC鋼棒・せん断補強筋・高強度ばね鋼線の製造販売
IH事業部関連事業	熱処理受託加工および誘導加熱装置・自動車部品・建設機械部品等の製造販売

(8) 企業集団の主要拠点等

① 当社の主要な事業所

事業所名	所在地	事業所名	所在地
本社	東京都品川区	IH事業部 神戸工場	兵庫県神戸市北区
IH事業部 寒川工場	神奈川県高座郡寒川町	〃 平塚工場	神奈川県平塚市
〃 刈谷工場	愛知県刈谷市	製品事業部 平塚工場	神奈川県平塚市
〃 可児工場	岐阜県可児市	〃 赤穂工場	兵庫県赤穂市
〃 岡山工場	岡山県総社市	〃 いわき工場	福島県いわき市
〃 尼崎工場	兵庫県尼崎市	技術本部	神奈川県平塚市

② 主要な子会社の事業所

事業所名	所在地	事業所名	所在地
株式会社ネツレン・ヒートトリート山口工場	山口県山陽小野田市	上海中煉線材有限公司	中国上海市
株式会社ネツレン・ヒートトリート山形工場	山形県東根市	塩城高周波熱煉有限公司	中国江蘇省大豊市
株式会社ネツレン小松	石川県小松市	ネツレン アメリカコーポレーション	米国オハイオ州ハミルトン
		高周波熱煉(中国)軸承有限公司	中国山東省済寧市

(9) 従業員の状況

① 企業集団の従業員の状況

従業員数	前連結会計年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
1,231名	+64名	一歳	一年

(注) 従業員数には、パートタイマーおよびアルバイトは含んでおりません。

② 当社の従業員の状況

従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
733名	+7名	37.0歳	13.8年

(注) 従業員数には、パートタイマーおよびアルバイトは含んでおりません。

(10) 主要な借入先

借入先	借入額
株式会社三菱東京UFJ銀行	1,703百万円
株式会社三井住友銀行	318百万円
明治安田生命保険相互会社	180百万円
交通銀行	172百万円
住友生命保険相互会社	92百万円

2. 会社の株式に関する事項

(1) 発行可能株式総数 150,000,000株

(2) 発行済株式の総数 44,713,930株

(3) 株 主 数 4,214名

(4) 大 株 主 (上位10名)

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
	千株	%
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口)	5,378	12.6
新 日 本 製 鐵 株 式 會 社	4,101	9.6
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	2,612	6.1
株 式 会 社 メ タ ル ワ ン	2,288	5.4
株 式 会 社 三 菱 東 京 U F J 銀 行	1,432	3.4
J F E ス チ ー ル 株 式 会 社	1,171	2.7
株 式 会 社 三 井 住 友 銀 行	907	2.1
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口9)	850	2.0
N T N 株 式 会 社	836	2.0
第 一 生 命 保 険 株 式 会 社	826	1.9

(注) 1. 当社は、自己株式2,090千株を保有しておりますが、上記大株主からは除いております。

2. 持株比率は、自己株式を控除して計算しております。

3. 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口)、日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)および日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口9) の持株数は、信託業務に係るものであります。

3. 会社役員に関する事項

(1) 取締役および監査役の氏名等

地 位	氏 名	担当および重要な兼職の状況
取 締 役 会 長 (代表取締役)	山 下 英 治	
取 締 役 社 長 (代表取締役)	福 原 哲 一	管理本部長 〔重要な兼職の状況〕 高周波熱錬(中国)軸承有限公司董事長
専 務 取 締 役	萩 野 學	経営企画・生産・調達・設備・環境担当、調 達本部長 〔重要な兼職の状況〕 ネツレン アメリカ コーポレーション代表 取締役社長
常 務 取 締 役	川 崎 一 博	技術開発・知的財産・技術統括・技術協力・ 品質保証担当、技術本部長、技術本部技術部 長、品質保証本部長
常 務 取 締 役	溝 口 茂	製品事業部長、TQM推進本部長
取 締 役	中 尾 安 幸	安全衛生担当、IH事業部長 〔重要な兼職の状況〕 広州豊東熱錬有限公司董事長
取 締 役	元 木 信 二 郎	製品事業部製造部長
取 締 役	合 屋 純 一	IH事業部加工部長 〔重要な兼職の状況〕 株式会社ネツレン・ヒートトリート代表取締 役社長
取 締 役	齊 藤 誠	〔重要な兼職の状況〕 弁護士法人齊藤法律事務所 代表者社員
監 査 役 (常勤)	沼 田 恵	
監 査 役	原 安 洋	〔重要な兼職の状況〕 東京計器株式会社 社外監査役
監 査 役	浦 部 善 和	

- (注) 1. 取締役齊藤誠氏は、社外取締役であります。なお、当社は、同氏が株式会社東京証券取引所が指定を義務付ける一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員である旨の独立役員届出書を提出しております。
2. 監査役原安洋、監査役浦部善和の両氏は社外監査役であります。

3. 平成24年4月1日付で、取締役の地位および担当を次のとおり変更いたしました。

地 位	氏 名	担 当
専務取締役	川 寄 一 博	技術開発・知的財産・技術統括・技術協力・品質保証担当 技術本部長、品質保証本部長
常務取締役	中 尾 安 幸	安全衛生担当 IH事業部長

4. 当事業年度中に退任した取締役および監査役

氏 名	退任日	退任事由	退任時の地位・担当および重要な兼職の状況
砂古 豊幸	平成23年6月28日	任期満了	専務取締役 経営企画・経理・財務・労政・法務・人事・CSR・コンプライアンス・総務・広報・安全衛生担当 管理本部長
新田 一	平成23年6月28日	任期満了	常務取締役 特命プロジェクト担当

(2) 取締役および監査役の報酬等の額

区 分	支 給 人 員	支 給 額
取 締 役 (うち社外取締役)	11名 (1名)	265百万円 (10百万円)
監 査 役 (うち社外監査役)	3名 (2名)	27百万円 (12百万円)
合 計 (うち社外役員)	14名 (3名)	293百万円 (22百万円)

(3) 社外役員に関する事項

- ① 他の法人等との兼務の状況（他の法人の業務執行者である場合）および当社と当該他の法人等との関係
- ・取締役齊藤誠氏は、弁護士法人斉藤法律事務所の代表者社員であり、当該他の法人等との重要な取引はありません。
- ② 他の法人等の社外役員との兼任状況および当社と当該他の法人等との関係
- ・監査役原安洋氏は、東京計器株式会社の社外監査役であり、当該他の法人等との重要な取引はありません。
- ③ 当事業年度における主な活動状況
取締役会等への出席状況および発言状況

区分	氏名	出席状況および発言状況
取締役	齊藤 誠	当期に開催された取締役会13回のすべてに出席し、主に弁護士としての専門的見地からの発言を行っております。
監査役	原 安 洋	当期に開催された取締役会13回のすべてに出席し、また、当期に開催された監査役会14回のすべてに出席し、主に他社における監査役としての豊富な経験・知見からの発言を行っております。
監査役	浦 部 善 和	当期に開催された取締役会13回のすべてに出席し、また、当期に開催された監査役会14回のすべてに出席し、主に他社における豊富な経験・知見からの発言を行っております。

④ 責任限定契約の内容の概要

当社と社外監査役は、当社定款の定めにより、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、その限度額は、法令が定める額としております。

4. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

井上監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

	支払額
当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額	27百万円
当社および当社の子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	
	27百万円

(3) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当社監査役会が、会社法第340条に定める解任事由に該当すると判断した場合。

5. 業務の適正を確保するための体制

当社は、取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制（内部統制システム基本方針）を次のとおり定めています。

(1) 取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- ① 「 Netzengrupp 経営理念」、「 Netzengrupp 企業行動倫理基準」および「コンプライアンス規程」等の経営理念、倫理・行動基準、会社規程等に従い、取締役および社員等は、法令および定款等の会社規程を遵守するとともに、適切に当社グループの社会的責任を果たすこととする。
- ② コンプライアンスの周知徹底また不断の改善のため、社長を議長とするコンプライアンス委員会を定期的で開催するとともに、「内部通報制度」（コンプライアンス・ヘルプライン）を常設することにより、コンプライアンス上疑義のある行為等について、社員等から直接情報提供が行える体制をとることとする。
- ③ 取締役および社員等は、「反社会的勢力対応管理規程」等に基づき、グループ全体において、社会的な秩序および企業の健全な活動に悪影響を与えるあらゆる個人・団体とは一切の関わりを持たないこととする。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

- ① 法令および会社規程に従い、取締役はその職務執行に係る情報を文書または電磁的媒体（以下、文書等という）に記録し、適切に保存し、管理する。
- ② 取締役および監査役は、会社規程の定めに基づき、常時これらの文書等を閲覧できるものとする。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① 品質、コンプライアンス、災害、環境、情報管理等に係るリスクについては、「リスクマネジメント基本規程」を定め、管理本部企画管理部および安全衛生・環境対策室が組織横断的にリスク状況の監視および全社的対応を行うとともに、内部監査室が定期的に各部門のリスク管理の状況を監査し、必要に応じて、取締役会またはコンプライアンス委員会等に報告することとする。
- ② 「危機管理規程」を定め、危機（重大な不測の事態）が発生した場合の情報収集、報告方法および緊急対策本部設置等の対応方法を明確化するとともに、地震、水害等の自然災害に対しては別途対応マニュアルを定めることとする。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 「業務規程」、「稟議規程」等の会社規程に基づき職務権限および意思決定ルールを明確化することとする。
- ② 各取締役の担当業務を定め、各取締役は自らの担当業務を効率よく執行し、各業務執行取締役は3カ月に1回以上自らの業務執行状況を取締役会に報告することとする。
- ③ 月1回以上取締役会を開催するとともに、月1回以上役付取締役、社外取締役および常勤監査役の出席による常務会を開催することにより、経営上の重要な意思決定を機動的に行い、経営課題の早期解決を図ることとする。

(5) 当社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ① 「関係会社管理規程」等に基づき、子会社および関連会社ごとに管理担当部門および管理担当部門長を定め、当該管理担当部門長は担当会社のコーポレート・ガバナンス体制、コンプライアンス体制、リスク管理体制等の構築・整備を行うこととする。

- ② 定期的にグループ経営会議を開催することにより、子会社および関連会社の経営状況を把握するとともに、グループ全体の情報共有化を図ることとする。
- ③ 監査役、内部監査室、安全衛生・環境対策室およびコンプライアンス委員会は子会社および関連会社を定期的に監査・監督することにより、グループ内において業務の適正を確保することとする。
- ④ 財務報告の信頼性確保については、代表取締役社長直轄の「内部統制統括部」および「内部統制推進委員会」等を設置のうえ、「財務報告に係る内部統制運用規程」に基づき、グループ内における財務報告に係る内部統制体制の整備を進め、これを適切に運用することとする。

(6) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

- ① 監査役は、内部監査室等の要員に対し、その補助者として監査業務を行うよう指揮命令できることとする。

(7) 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項

- ① 前号補助者の人事異動および人事評価については、常勤監査役の事前の同意を得なければならないものとする。

(8) 取締役および使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

- ① 取締役および社員等は、監査役に対して、速やかに、法定の事項に加え、当社グループに重大な影響を及ぼす事項、内部監査の実施状況、コンプライアンス・ヘルプラインによる内部通報内容を報告することとする。
- ② 監査役は、取締役会およびその他経営に関する重要な会議に出席し、審議事項がある時または求めに応じて、意見を述べるができるものとする。

(9) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ① 監査役は、稟議書等の重要な経営情報を閲覧できることとする。
- ② 代表取締役は、監査役および会計監査人と定期的に意見交換の場を持ち、意思の疎通を図ることとする。
- ③ 監査役は、会計監査人と定期的にまた随時に意見交換を行い、必要に応じて、会計監査人から報告を求めることができるものとする。

6. 株式会社の支配に関する基本方針

当社は、平成19年11月15日開催の取締役会において、以下のとおり、「株式会社の支配に関する基本方針」を定めております。

① 当社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

当社グループは、熱処理技術を中核とし、常に新商品・新事業の開発を進めることにより、社会の発展に貢献することを企業理念に掲げております。この理念に沿って、株主の皆様から経営についての負託を受けた当社取締役会は、当社の財務および事業の方針を決定するにあたり、中長期的な視点から経営戦略を立案・実行し、当社グループの競争力・収益力を向上させることにより、企業価値、ひいては、株主共同の利益の向上を目指すことが株主の皆様に対する責務であると考え、これを実行してまいりました。

他方、当社の財務および事業の方針の決定に関する支配権の交代を意図する者（以下「買収提案者」といいます。）が現われた場合には、そのような者を受け入れるか否かの最終判断は、株主の皆様に委ねられるべきものと考えております。しかしながら、株主の皆様が、買収提案者の提案が当社の企業価値を最大限に反映しているものか否かを適切に判断することは必ずしも容易ではありません。特に、当社株式の急激な大量買付け行為が行われ、株主の皆様に必要な情報も時間も与えられない状況下で判断を迫られるような場合には、適切な判断を行うことは極めて困難であることが予想されます。したがって、当社取締役会は、買収提案者の提案について、その提案がなされた時点における株主の皆様が十分な情報を相当な検討期間に基づいた適切な判断（インフォームド・ジャッジメント）を行えるよう、合理的なルールを予め策定し、これによって、株主の皆様が当社の企業価値の最大化された利益を享受できるようにすることが、当社取締役会の責務であると考えております。もとより、このようなルールは、取締役が自己の地位の維持を図るなど、取締役会による恣意的判断の入る余地のない公正で透明性の高いものでなければなりません。

② 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取り組み

当社は、平成19年11月15日開催の取締役会において、買収を行おうとする者が具体的買付け行為を行う前に経るべき手続きを明確かつ具体的

に示した「株式の大量買付けに関する適正ルール（「株主意思確認型」買収防衛策）」（以下「適正ルール」といいます。）の導入を決議いたしました。

適正ルールは、当社取締役会が代替案を含め買収提案を検討するため、必要な情報と相当な期間を確保することにより、株主の皆様が買収提案に関し、インフォームド・ジャッジメント（必要な情報と相当な検討期間に基づいた適切な判断）を行えるようにすることを目的としており、当社の株券等を15%以上取得しようとする者（買収提案者）がいる場合、買収提案者の買収提案が適正ルールに定める要件（必要情報および検討期間）を満たすときは、その時点における株主の皆様が、対抗措置である新株予約権の発行（無償割当てを含む。以下同じ）の可否に関し、直接判断を下す仕組みを定めております。

適正ルールに基づく新株予約権の発行は、①買収提案者が適正ルールに定める手続きを無視した場合、②株主の皆様が新株予約権の発行に賛同した場合に限られます。

当社は、当該適正ルールを平成19年11月15日付「当社株式の大量買付けに関する適正ルール（「株主意思確認型」買収防衛策）の導入および新株予約権の発行登録に関するお知らせ」として公表しております。

③ 上記取り組みについての取締役会の判断

適正ルールは、買収提案がなされた場合に対抗措置（新株予約権の発行）を発動するか否かを株主の皆様に必要な情報と相当な検討期間に基づき判断していただくためのルールおよび手続きを定めたものです。

適正ルールは、買収提案を受け入れるか否かの最終的な判断を当社株主の皆様委ねることにより、当社の企業価値および株主共同の利益の確保・向上を図るものであり、当社の株主の共同の利益を損なうものではなく、また、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではありません。

以上から、当社取締役会は、適正ルールが上記「当社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針」に沿うものであると判断しております。

④ 適正ルールの更新

適正ルールの有効期間は施行日から3年間となっております。期間満了に伴い、当社では、当社グループを取り巻く環境等を考慮した結果、適正ルールの継続が必要であるとの判断に至りました。

このため、平成22年11月5日開催の当社取締役会において、適正ルールの継続を決議し、「株式の大量買付けに関する適正ルール（買収防衛策）の更新に関するお知らせ」として公表しております。

本事業報告中の記載数字は、金額および株数については表示単位未満を切り捨て、比率その他については、表示単位未満を四捨五入しております。

連結貸借対照表

(平成24年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	31,912	流 動 負 債	14,059
現金及び預金	11,028	支払手形及び買掛金	5,884
受取手形及び売掛金	16,427	短期借入金	2,400
リース債権及びリース投資資産	25	リース債務	28
商品及び製品	682	未払法人税等	725
仕 掛 品	1,315	賞与引当金	640
原材料及び貯蔵品	1,634	そ の 他	4,379
繰延税金資産	458	固 定 負 債	1,414
そ の 他	406	長期借入金	166
貸倒引当金	△68	リース債務	54
固 定 資 産	34,872	繰延税金負債	628
有形固定資産	25,685	退職給付引当金	283
建物及び構築物	6,814	そ の 他	280
機械装置及び運搬具	7,045	負 債 合 計	15,473
土地	9,457	(純 資 産 の 部)	
リース資産	56	株 主 資 本	50,779
建設仮勘定	2,180	資 本 金	6,418
そ の 他	130	資 本 剰 余 金	5,528
無形固定資産	298	利 益 剰 余 金	40,500
の れ ん	86	自 己 株 式	△1,668
そ の 他	211	その他の包括利益累計額	△2,409
投資その他の資産	8,888	その他有価証券評価差額金	△214
投資有価証券	8,570	為替換算調整勘定	△2,194
長期貸付金	84	少 数 株 主 持 分	2,942
繰延税金資産	24		
そ の 他	446	純 資 産 合 計	51,311
貸倒引当金	△237	負 債 及 び 純 資 産 合 計	66,785
資 産 合 計	66,785		

添付書類(3)

連結損益計算書

(平成23年4月1日から
平成24年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金	額
売上高		44,635
売上原価		34,323
売上総利益		10,312
販売費及び一般管理費		6,104
営業利益		4,207
営業外収益		
受取利息	24	
受取配当金	93	
受取保険金及び配当金	73	
持分法による投資利益	241	
スクラップ売却益	69	
その他	42	546
営業外費用		
支払利息	82	
為替差損	51	
休止固定資産減価償却費	44	
開業費償却	90	
その他	15	284
経常利益		4,470
特別利益		
有形固定資産売却益	1	
投資有価証券売却益	8	
受取保険金	11	20
特別損失		
有形固定資産売却損	0	
有形固定資産除却損	12	
減損損失	102	
災害による損失	19	
その他	2	136
税金等調整前当期純利益		4,354
法人税、住民税及び事業税	1,588	
法人税等調整額	92	1,680
少数株主損益調整前当期純利益		2,673
少数株主利益		310
当期純利益		2,363

添付書類(4)

連結株主資本等変動計算書

(平成23年4月1日から
平成24年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株主資本					その他の包括利益 累計額		少数 株主 持分	純資産 合計
	資本金	資本 剰余金	利益 剰余金	自己 株式	株主 資本 合計	その他 有価証 券評価 差額金	為替換 算調整 勘定		
平成23年4月1日残高	6,418	5,528	38,606	△1,655	48,897	30	△1,914	2,329	49,344
連結会計年度中の変動額									
剰余金の配当			△469		△469				△469
当期純利益			2,363		2,363				2,363
自己株式の取得				△13	△13				△13
自己株式の処分		△0		0	0				0
株主資本以外の項目の連 結会計年度中の変動額 (純額)						△245	△280	612	86
連結会計年度中の変動額合計	—	△0	1,894	△13	1,881	△245	△280	612	1,967
平成24年3月31日残高	6,418	5,528	40,500	△1,668	50,779	△214	△2,194	2,942	51,311

連結注記表

(継続企業の前提に関する注記)

該当事項はありません。

(連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等)

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の状況

連結子会社の数 13社

主要な連結子会社の名称 株式会社ネツレン・ヒートトリート
株式会社ネツレン・竜ヶ崎
株式会社ネツレン小松
ネツレン・ユー・エス・エーInc.
ネツレン アメリカ コーポレーション
上海中煉線材有限公司
塩城高周波熱煉有限公司
広州豊東熱煉有限公司
高周波熱錬（中国）軸承有限公司

上記のうち、高周波熱錬（中国）軸承有限公司については、重要性が増したため、当連結会計年度より連結の範囲に含めております。

(2) 非連結子会社の状況

会社名 株式会社ネツレン・名南

連結の範囲から除いた理由

株式会社ネツレン・名南は、小規模会社であり、合計の総資産、売上高、当期純損益及び利益剰余金（持分に見合う額）等は、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないためであります。

2. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法を適用した非連結子会社及び関連会社の状況

持分法を適用した非連結子会社及び関連会社の数 6社

主要な会社等の名称 株式会社ネツレン・名南
株式会社ネツレン・ヒラカタ
高麗熱錬株式会社
ユーエスタタCO., LTD.
エヌティーケー精密アクスル株式会社

- (2) 持分法を適用しない関連会社の状況
該当事項はありません。
- (3) 持分法適用手続に関する事項
持分法適用会社のうち、決算日が連結決算日と異なる会社については、各社の事業年度に係る計算書類を使用しております。
- 3. 連結子会社の事業年度等に関する事項
連結子会社13社の決算日はすべて12月31日であります。連結計算書類の作成にあたっては同日現在の計算書類を使用し、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。
- 4. 会計処理基準に関する事項
 - (1) 有価証券の評価基準及び評価方法
 - 満期保有目的の債券……………償却原価法（定額法）
 - その他有価証券
 - 時価のあるもの……………期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は主として移動平均法により算定）
 - 時価のないもの……………主として移動平均法による原価法
 - (2) たな卸資産の評価基準及び評価方法
主として先入先出法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）
 - (3) 固定資産の減価償却の方法
 - 有形固定資産
(リース資産を除く)………当社及び国内連結子会社は、主として定率法（ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（附属設備を除く）は定額法）を採用し、在外連結子会社は主として定額法を採用しております。
 - 無形固定資産
(リース資産を除く)………定額法

リース資産……………リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引開始日が平成20年3月31日以前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

(4) 引当金の計上基準

貸倒引当金……………売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

賞与引当金……………従業員の賞与の支給に充てるため、期末在籍従業員に対し、協定に基づいて計算した賞与支給見込額を計上しております。

退職給付引当金………従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当連結会計年度末において発生していると認められる額を「退職給付引当金」または「投資その他の資産（前払退職給付費用）」として計上しております。なお、数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生額を定額法（10年）により按分し、それぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理しております。

(5) 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

(連結貸借対照表に関する注記)

有形固定資産の減価償却累計額

37,678百万円

(連結株主資本等変動計算書に関する注記)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当連結会計年度 期首株式数	当連結会計年度 増加株式数	当連結会計年度 減少株式数	当連結会計年度 末株式数
発行済株式				
普通株式	44,713,930株	—	—	44,713,930株
自己株式				
普通株式	2,073,060株	17,553株	84株	2,090,529株

(注) 1. 自己株式の増加17,553株は、所在不明株主の株式買取りによる増加16,969株、単元未満株式の買取りによる増加584株であります。

2. 自己株式の減少84株は、単元未満株式の売渡しによる減少84株であります。

2. 配当に関する事項

① 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額	1株当たり 配当額	基準日	効力発生日
平成23年6月28日 定時株主総会	普通株式	213百万円	5.0円	平成23年 3月31日	平成23年 6月29日
平成23年11月4日 取締役会	普通株式	255百万円	6.0円	平成23年 9月30日	平成23年 12月7日

② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議予定	株式の種類	配当金の 総額	配当の原資	1株当たり 配当額	基準日	効力発生日
平成24年6月27日 定時株主総会	普通株式	340百万円	利益剰余金	8.0円	平成24年 3月31日	平成24年 6月28日

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、一時的な余資は安全性及び流動性の高い金融資産で運用し、また、運転資金は主に自己資金及び銀行借入でまかなっております。

受取手形及び売掛金に係る顧客の信用リスクは、社内規程に従い、主な取引先の信用調査、取引先別の期日管理及び残高管理を行うことによりリスク軽減を図っております。また、有価証券及び投資有価証券は、主に業務上の関係を有する企業の株式及び一時的な余資運用の債券等であり、定期的に時価を把握しております。

なお、デリバティブ取引は、社内規程に従い、為替変動リスク及び金利変動リスクを回避するために利用することがあり、投機的な取引では一切行わない方針であります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成24年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：百万円)

	連結貸借対照表 計上額	時価	差額
(1) 現金及び預金	11,028	11,028	—
(2) 受取手形及び売掛金	16,427	16,427	—
(3) 有価証券及び投資有価証券			
満期保有目的の債券	504	501	△3
その他有価証券	4,780	4,780	—
(4) 支払手形及び買掛金	5,884	5,884	—
(5) 短期借入金	2,400	2,400	—

(注)1. 金融商品の時価の算定方法及び有価証券に関する事項

(1) 現金及び預金並びに(2) 受取手形及び売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3) 有価証券及び投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっており、債券等

は取引金融機関等から提示された価格によっております。

(4) 支払手形及び買掛金並びに(5) 短期借入金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

2. 非上場株式（連結貸借対照表計上額685百万円）は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(3) 有価証券及び投資有価証券 其他有価証券」には含めておりません。

(賃貸等不動産に関する注記)

賃貸等不動産の総額に重要性が乏しいため、記載を省略しております。

(1株当たり情報に関する注記)

- | | |
|---------------|-----------|
| 1. 1株当たり純資産額 | 1,134円81銭 |
| 2. 1株当たり当期純利益 | 55円43銭 |

(重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。

添付書類(5)

貸借対照表

(平成24年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	24,160	流動負債	12,842
現金及び預金	7,297	支払手形	206
受取手形	1,964	買掛金	5,453
売掛金	11,764	短期借入金	1,960
リース投資資産	25	1年内返済予定長期借入金	381
商品及び製品	484	リース債務	20
仕掛品	872	未払金	2,597
材料及び貯蔵品	711	未払費用	795
前払費用	75	未払法人税等	489
繰延税金資産	408	未払消費税等	40
短期貸付金	314	賞与引当金	578
未収入金	233	その他の流動負債	318
その他の流動資産	11	固定負債	1,122
貸倒引当金	△3	長期借入金	91
固定資産	32,827	リース債務	31
有形固定資産	19,966	繰延税金負債	494
建物	5,074	退職給付引当金	235
構築物	443	その他の固定負債	270
機械装置	4,689	負債合計	13,965
車両運搬具	13	(純資産の部)	
工具器具備品	101	株主資本	43,232
土地	8,859	資本金	6,418
リース資産	28	資本剰余金	5,528
建設仮勘定	755	資本準備金	1,535
無形固定資産	12	その他資本剰余金	3,992
特許権	10	利益剰余金	32,954
施設利用権	1	利益準備金	945
電話加入権	0	その他利益剰余金	32,009
投資その他の資産	12,848	固定資産圧縮積立金	794
投資有価証券	5,804	別途積立金	28,706
関係会社株	6,092	繰越利益剰余金	2,508
出資	5	自己株	△1,668
長期貸付金	915	評価・換算差額等	△210
長期前払費用	12	その他有価証券評価差額金	△210
その他の投資	373	純資産合計	43,022
貸倒引当金	△356	負債及び純資産合計	56,988
資産合計	56,988		

添付書類(6)

損 益 計 算 書

(平成23年4月1日から
平成24年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金	額
売上高		39,363
売上原価		31,780
売上総利益		7,583
販売費及び一般管理費		5,197
営業利益		2,386
営業外収益		
受取利息及び配当金	493	
雑収入	134	628
営業外費用		
支払利息	30	
雑損失	111	142
経常利益		2,872
特別利益		
有形固定資産売却益	0	
投資有価証券売却益	8	
受取保険金	11	20
特別損失		
有形固定資産売却損	0	
有形固定資産除却損	10	
減損損失	102	
災害による損失	19	
その他	2	134
税引前当期純利益		2,758
法人税、住民税及び事業税	971	
法人税等調整額	7	978
当期純利益		1,780

添付書類(7)

株主資本等変動計算書

(平成23年4月1日から
平成24年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株主資本								自己株式	株主資本合計	評価・換算差額等 その他有価証券 評価差額金	純資産 合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金								
		資本準備金	その他資本剰余金	利益準備金	その他利益剰余金							
				固定資産 圧縮積立 金	別途積 立金	繰越 利益 剰余金						
平成23年4月1日残高	6,418	1,535	3,992	945	754	27,206	2,737	△1,655	41,934	5	41,940	
事業年度中の変動額												
固定資産圧縮積立金の積立					49		△49		—		—	
固定資産圧縮積立金の取崩					△10		10		—		—	
別途積立金の積立						1,500	△1,500		—		—	
剰余金の配当							△469		△469		△469	
当期純利益							1,780		1,780		1,780	
自己株式の取得								△13	△13		△13	
自己株式の処分			△0					0	0		0	
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額 (純額)										△215	△215	
事業年度中の変動額合計	—	—	△0	—	39	1,500	△228	△13	1,297	△215	1,082	
平成24年3月31日残高	6,418	1,535	3,992	945	794	28,706	2,508	△1,668	43,232	△210	43,022	

個別注記表

(継続企業の前提に関する注記)

該当事項はありません。

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法
 - 満期保有目的の債券……………償却原価法（定額法）
 - 子会社株式及び関連会社株式…移動平均法による原価法
 - その他有価証券
 - 時価のあるもの……………期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）
 - 時価のないもの……………移動平均法による原価法
2. たな卸資産の評価基準及び評価方法
 - 主として先入先出法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）
3. 固定資産の減価償却の方法
 - 有形固定資産
 - （リース資産を除く）…定率法。ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（附属設備を除く）については、定額法によっております。
 - 無形固定資産
 - （リース資産を除く）…定額法
 - リース資産……………リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引開始日が平成20年3月31日以前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。
4. 引当金の計上基準
 - 貸倒引当金……………売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

賞与引当金……………従業員の賞与の支給に充てるため、期末在籍従業員に対し、協定に基づいて計算した賞与支給見込額を計上しております。

退職給付引当金……………従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当事業年度末において発生していると認められる額を「退職給付引当金」または「投資その他の資産（前払退職給付費用）」として計上しております。なお、数理計算上の差異は、各事業年度の発生額を定額法（10年）により按分し、それぞれ発生の翌事業年度から費用処理しております。

5. 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

(貸借対照表に関する注記)

- | | |
|---------------------------------|-----------|
| 1. 有形固定資産の減価償却累計額 | 34,535百万円 |
| 2. 関係会社に対する金銭債権 | |
| 短期金銭債権 | 659百万円 |
| 長期金銭債権 | 882百万円 |
| 3. 関係会社に対する金銭債務 | |
| 短期金銭債務 | 1,713百万円 |
| 4. 保証債務 | |
| 以下の関係会社の金融機関からの借入に対し保証を行っております。 | |
| ネツレン アメリカ コーポレーション | 391百万円 |

(損益計算書に関する注記)

関係会社との取引高

営業取引による取引高

 売上高 2,156百万円

 仕入高 3,537百万円

営業取引以外の取引高 391百万円

(株主資本等変動計算書に関する注記)

自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当事業年度期首 株式数	当事業年度 増加株式数	当事業年度 減少株式数	当事業年度末 株式数
自己株式				
普通株式	2,072,580株	17,553株	84株	2,090,049株

- (注) 1. 自己株式の増加17,553株は、所在不明株主の株式買取りによる増加16,969株、単元未満株式の買取りによる増加584株であります。
2. 自己株式の減少84株は、単元未満株式の売渡しによる減少84株であります。

(税効果会計に関する注記)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
たな卸資産	30百万円
有形固定資産	77百万円
無形固定資産	21百万円
投資有価証券	166百万円
貸倒引当金	72百万円
未払事業税	47百万円
賞与引当金	241百万円
退職給付引当金	236百万円
役員退職金未払金	23百万円
PCB処理関連損失	68百万円
減損損失	475百万円
その他	40百万円
繰延税金資産小計	1,502百万円
評価性引当額	△640百万円
繰延税金資産合計	861百万円
繰延税金負債	
特定資産買い換え	△440百万円
その他有価証券評価差額金	△424百万円
退職給付信託設定益	△81百万円
繰延税金負債合計	△946百万円
繰延税金資産の純額	△85百万円

2. 法人税率の変更等による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律」（平成23年法律第114号）及び「東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法」（平成23年法律第117号）が平成23年12月2日に公布され、平成24年4月1日以降に開始する事業年度から法人税率の引下げ及び復興特別法人税の課税が行われることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の39.7%から、平成24年4月1日から平成27年3月31日までに解消が見込まれる一時差異については38.0%に、平成27年4月以降のものについては35.6%に段階的に変更されます。この税率変更による影響は軽微であります。

(リースにより使用する固定資産に関する注記)

貸借対照表に計上した固定資産のほか、事務機器、製造設備等の一部については、所有権移転外ファイナンス・リース契約により使用しております。

1. 当事業年度の末日におけるリース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額、減損損失累計額相当額及び期末残高相当額

	取得価額相当額	減価償却累計額相当額	減損損失累計額相当額	期末残高相当額
機 械 装 置	120百万円	97百万円	—	23百万円
工具器具備品	59百万円	54百万円	0百万円	4百万円
無形固定資産	95百万円	90百万円	—	4百万円
合計	275百万円	242百万円	0百万円	32百万円

2. 当事業年度の末日におけるリース物件の未経過リース料期末残高相当額
未経過リース料期末残高相当額
1年内 19百万円
1年超 13百万円
合計 32百万円
リース資産減損勘定の残高 0百万円

(関連当事者との取引に関する注記)

子会社等

属 性	会社等の名称	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引内容	取引金額	科目	期末残高
子会社	株式会社ネツレン・ヒートトリート	所有 直接100.0%	当社から外注委託 役員の兼任	資金の借入 (注)	600百万円	短期借入金	1,300百万円

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注) 借入利率は、市場金利を勘案して合理的に決定しております。なお、担保の提供はありません。

(1株当たり情報に関する注記)

1. 1株当たり純資産額 1,009円35銭
2. 1株当たり当期純利益 41円75銭

(重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書

平成24年5月24日

高周波熱錬株式会社
取締役会 御中

井上 監 査 法 人

代表社員 公認会計士 佐藤 賢 治 ㊞
業務執行社員
業務執行社員 公認会計士 林 映 男 ㊞

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、高周波熱錬株式会社の平成23年4月1日から平成24年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、高周波熱錬株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

独立監査人の監査報告書

平成24年5月24日

高周波熱錬株式会社

取締役会 御中

井上 監査法人

代表社員
業務執行社員 公認会計士 佐藤 賢治 ㊞

業務執行社員 公認会計士 林 映男 ㊞

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、高周波熱錬株式会社の平成23年4月1日から平成24年3月31日までの第101期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成23年4月1日から平成24年3月31日までの第101期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他の重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、事業報告に記載されている「業務の適正を確保するための体制(内部統制システム)」「(取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制)の状況を監視及び検証いたしました。事業報告に記載されている「株式会社支店に関する基本方針」(会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組み)については、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」(会社計算規則第131条各号に掲げる事項)を「監査に関する品質管理基準」(平成17年10月28日企業会計審議会)等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る連結計算書類(連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表)並びに計算書類(貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表)及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- 四 事業報告に記載されている株式会社の支配に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号ロの各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2) 連結計算書類の監査結果

会計監査人井上監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人井上監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成24年5月29日

高周波熱錬株式会社 監査役会

監査役(常勤) 沼田 恵 (印)

監査役(社外監査役) 原 安洋 (印)

監査役(社外監査役) 浦部 善和 (印)

以上

株主総会参考書類

議案および参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

1. 期末配当に関する事項

当社は、長期的な企業競争力の強化と企業価値の最大化を目指し、重点分野への設備投資や研究開発投資への充當を図るべく、内部留保の充実に意を尽くすとともに、株主の皆様への配当につきましては、安定した配当を継続して実施するという方針に加え、当社グループを取り巻く経営環境および各期の業績等を総合的に勘案のうえ、決定していくということを基本方針としてまいりました。

今後の事業展開の基礎となる研究開発・設備・人財への投資につき、引き続き積極的に実施する方針に変更はありませんが、当社グループの財務状況等を踏まえて、配当政策に数値基準を織り込むことにより、株主の皆様によりわかりやすい配当政策に変更することといたしました。

基本的には、安定した配当を継続していくという方針に加え、業績に応じた利益配分を行うこととし、当社グループを取り巻く経営環境および財務の状況等を勘案のうえ、決定していくことを基本方針とします。

なお、原則として、「安定した配当」については、当面、年10円を下限とし、また、「業績に応じた利益配分」については、連結配当性向25%以上を目処とします。

上記方針は、平成23年10月13日に公表しており、平成24年3月期配当（中間配当、期末配当）から適用しております。

上記方針を踏まえ、第101期の期末配当につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

(1) 配当財産の種類

金銭

(2) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項およびその総額

当社普通株式1株につき金8円 総額 340,991,048円

(注) 中間配当を含めた当事業年度の年間配当は、1株につき金14円となります。

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

平成24年6月28日

2. 剰余金の処分に関する事項

(1) 増加する剰余金の項目およびその額

別途積立金 1,000,000,000円

(2) 減少する剰余金の項目およびその額

繰越利益剰余金 1,000,000,000円

第2号議案 取締役9名選任の件

本定時株主総会終結の時をもって取締役全員（9名）が任期満了になります。つきましては、取締役9名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、候補者齊藤誠氏は、社外取締役の候補者であります。

取締役の候補者は次のとおりであります。

取締役候補者

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社株式の数	当社との特別の利害関係
1	ふくはら てつかず 福原 哲一 (昭和20年8月17日)	昭和48年1月 当社入社 平成9年6月 当社取締役 平成15年6月 当社常務取締役 平成19年6月 当社専務取締役 平成21年6月 当社代表取締役専務取締役 平成22年4月 当社代表取締役社長 平成23年6月 当社代表取締役社長、 管理本部長 現在に至る 〔重要な兼職の状況〕 高周波熱錬（中国）軸承有限公司董事長	37,500株	なし
2	かわさき かずひろ 川 崧 一 博 (昭和25年6月5日)	昭和48年3月 当社入社 平成13年6月 当社取締役 平成17年6月 当社常務取締役 平成24年4月 当社専務取締役技術開発・知的財産・技術統括・技術協力・品質保証担当、技術本部長、品質保証本部長 現在に至る	33,000株	なし
3	みぞぐち しげる 溝 口 茂 (昭和28年9月1日)	昭和52年4月 当社入社 平成19年6月 当社取締役 平成23年4月 当社常務取締役製品事業部長、TQM推進本部長 現在に至る	9,900株	なし
4	なかお やすゆき 中 尾 安 幸 (昭和27年7月22日)	平成19年10月 当社入社 平成22年6月 当社取締役 平成24年4月 当社常務取締役安全衛生担当、IH事業部長 現在に至る 〔重要な兼職の状況〕 広州豊東熱錬有限公司董事長	5,500株	なし

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する 当社株式の数	当社との特別 の利害関係
5	もとき しんじろう 元 木 信二郎 (昭和29年7月9日)	昭和54年4月 当社入社 平成23年6月 当社取締役製品事業部 製造部長 現在に至る	7,200株	なし
6	ごうや じゅんいち 合 屋 純 一 (昭和30年12月28日)	昭和51年4月 当社入社 平成23年6月 当社取締役IH事業部加 工部長 現在に至る 〔重要な兼職の状況〕 株式会社ネツレン・ヒ ートトリート代表取締役 社長	3,400株	なし
7 ※	おおみや かつみ 大 宮 克 己 (昭和35年3月24日)	昭和58年4月 当社入社 平成22年4月 当社IH事業部電機部副 部長 平成23年4月 当社IH事業部電機部長 現在に至る	2,000株	なし
8 ※	やすかわ ともかつ 安 川 知 克 (昭和38年1月6日)	昭和61年4月 当社入社 平成21年4月 当社管理本部企画管理 部長 平成23年6月 当社管理本部副本部長、 管理本部企画管理部長 現在に至る 〔重要な兼職の状況〕 株式会社ネツレン・名 南代表取締役社長	6,000株	なし
9	さいとう まこと 齊 藤 誠 (昭和21年1月30日)	昭和53年4月 弁護士登録（東京弁護 士会） 昭和62年5月 齊藤一好法律事務所入 所 平成12年6月 当社監査役 平成14年4月 弁護士法人齊藤法律事 務所設立、代表者社員 現在に至る 平成19年6月 当社取締役 現在に至る 〔重要な兼職の状況〕 弁護士法人齊藤法律事 務所 代表者社員	5,200株	なし

- (注) 1. ※は、新任の取締役候補者であります。
2. 候補者齊藤誠氏は、社外取締役候補者であり、弁護士としての専門的な知識・経験等を当社の経営に活かしていただきたいと考え、選任をお願いするものであります。なお、当社は、同氏が株式会社東京証券取引所が指定を義務付ける一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員である旨の独立役員届出書を提出しております。
3. 候補者齊藤誠氏が社外取締役に就任してから本定時株主総会終結の時までの就任年数は、5年となります。

第3号議案 監査役2名選任の件

監査役原安洋および監査役浦部善和の両氏は、本定時株主総会終結の時をもって、任期満了になりますので、監査役2名の選任をお願いいたしますと存じます。

また、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

監査役の候補者は次のとおりであります。

監査役候補者

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位および重要な兼職の状況	所有する 当社株式の数	当社との特別 の利害関係
1	うらべ よしとし 浦部 善和 (昭和21年3月15日)	昭和43年4月 三菱商事株式会社入社 平成18年4月 同社イノベーションセンターシニアアドバイザー 平成19年6月 当社監査役 現在に至る	1,400株	なし
2 ※	よしみね ひろし 吉峯 寛 (昭和26年8月10日)	昭和49年4月 株式会社三菱銀行(現株式会社三菱東京UFJ銀行) 入行 平成14年6月 同行執行役員 平成14年9月 三菱証券株式会社(現三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社) 常務執行役員 平成18年6月 同社取締役常務執行役員 平成19年6月 国際投信投資顧問株式会社代表取締役副社長 平成19年10月 同社代表取締役社長 平成22年6月 同社代表取締役会長 現在に至る	0株	なし

- (注) 1. ※は新任の監査役候補者であります。
2. 候補者吉峯寛氏は、国際投信投資顧問株式会社の代表取締役会長であります。なお、同氏は、平成24年6月27日付で現職を退任する予定であります。
3. 候補者浦部善和氏は、社外監査役の候補者であり、いままでの経験や見識を踏まえた幅広い視点をもって、監査体制の中立性および独立性を高めることを目的に、社外監査役として選任をお願いするものであります。
4. 候補者吉峯寛氏は、社外監査役の候補者であり、他社における経営者としての豊富な経験・知見をもって、監査体制の中立性および独立性を高めることを目的に、社外監査役として選任をお願いするものであります。
5. 候補者浦部善和氏は、現在当社の社外監査役であり、社外監査役に就任してから本定時株主総会終結の時までの就任年数は、5年となります。
6. 候補者浦部善和氏と当社との間においては、監査役の就任時において、当社定

款の定めにより、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、その限度額は、法令が定める額としております。

7. 候補者吉峯寛氏と当社との間において、当社定款の定めにより、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であり、その限度額は、法令が定める額とする予定です。

第4号議案 補欠監査役1名選任の件

法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠監査役1名の選任をお願いいたしたいと存じます。

また、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

補欠監査役の候補者は次のとおりであります。

補欠監査役候補者

氏名 (生年月日)	略歴および重要な兼職の状況	所有する 当社株式の数	当社との特別 の利害関係
な か ゆ き こ 中 由 規 子 (昭和35年10月23日)	平成4年12月 弁護士登録（第二東京 弁護士会） 平成13年1月 NAKA法律事務所設立、 同事務所代表 現在に至る 平成15年6月 ゼリア新薬工業株式会 社 社外監査役 現在に至る 〔重要な兼職の状況〕 NAKA法律事務所代表、 ゼリア新薬工業株式会 社 社外監査役	0株	なし

- (注) 1. 候補者中由規子氏は、社外監査役候補者であり、弁護士としての専門的な知識・経験等を監査業務に活かしていただきたいと考え、選任をお願いするものであります。
2. 候補者中由規子氏と当社との間においては、監査役の就任時において、当社定款の定めにより、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であり、その限度額は、法令が定める額とする予定です。

以 上

<メモ欄>

A series of 20 horizontal dotted lines for writing notes.

会場ご案内図

所在地 東京都品川区東五反田二丁目17番1号
オーバルコート大崎マークウエスト 15階会議室



- * 大崎駅北改札口下車 徒歩5分
(JR山手線・埼京線・湘南新宿ライン、りんかい線)
- * 駐車場はございませんので、お車でのご来場はご遠慮ください。